# 第75回全国植樹祭協賛要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第75回全国植樹祭(以下「植樹祭」という。)の趣旨に賛同する法人、 その他団体又は個人(以下「企業等」という。)が、植樹祭及び植樹祭関連行事(以下 「植樹祭行事」という。)に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

### (協賛の種類)

- 第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とする。
  - (1) 資金協賛

植樹祭行事の実施に要する資金(以下「協賛金」)という。)の提供

- (2) 物品協賛
  - 植樹祭行事の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。) の提供
- (3) その他協賛
  - 前各号に該当しない役務の提供等で、実行委員会が特に認めるもの
- 2 前項第2号に規定する協賛物品は、別表1に掲げる「物品協賛の例示」を参考とし、 実行委員会と協賛を申し込む企業等が協議して決定する。

#### (募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、実行委員会が特に必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

#### (協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会会長は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼する。

#### (協賛の申込等)

- 第5条 協賛を申し込む企業等(以下「申込者」という。)は、第75回全国植樹祭協賛申 込書(以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出するものとする。
- 2 実行委員会会長は、前項の申込書の提出があった場合、第11条第1項各号のいずれに も該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して第75回全国植樹祭 協賛申込受理書(以下「受理書」という。)により受理した旨を通知するものとする。

#### (協賛金の納入等)

- 第6条 資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する 口座に協賛金を納入することによって行うものとする。
- 2 実行委員会会長は、協賛金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、領収書を発行することができる。

#### (協替物品の受納等)

- 第7条 物品協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、協賛物品を納品することによって行うものとする。
- 2 協賛物品の規格、色、デザインは実行委員会会長が指定するものとする。

- 3 実行委員会会長は、協賛物品の納品を確認したときは、申込者に対して受納書を発行する。
- 4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合に は、申込順に受理するものとする。

#### (その他協賛の実施等)

- 第8条 その他協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定 する方法により、役務の提供等を実施することによって行うものとする。
- 2 申込者がその他協賛を行ったときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

#### (協賛の特典等)

- 第9条 第6条第1項、第7条第1項、又は前条第1項の規定により協賛を行った企業等 (以下「協賛者」という。)の特典は、別表2に掲げる「特典一覧」のとおりとする。た だし、第7条第1項又は前条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会 が協賛内容を基に換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。
- 2 企業等が複数年(複数回)に渡り協賛した場合は、その合計額に応じた特典とする。
- 3 別表2に定める協賛者の特典は、実行委員会の承認を受けて新たな特典を追加する場合がある。

## (協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費に充て、目的外使途には一切使用しない ものとする。

### (協賛申込の不受理等)

- 第11条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。
  - (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、 宗教等の活動に利用する恐れのある者
  - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
  - (3) 法令又は公序良俗に反する者
  - (4) 植樹祭の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
  - (5) その他、実行委員会会長が不適当と判断する者
- 2 実行委員会会長は、協賛の申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに 該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛 を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金 又は協賛物品を返戻する。

#### (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

## 別表1 (第2条関係)

# 物品協賛の例示

区分	物品内容
1	広報活動用車両(実行委員会で広報活動等に使用する車両。貸与を含む。)
2	携帯電話
3	スタッフ用ベスト
4	スタッフ用帽子
5	招待者に配布する物品 (1) 配布物入れバッグ (2) 手荷物検査用ビニール袋 (3) 帽子 (4) 雨合羽(レインジャケット・レインズボン) ※コンパクト収納 (5) アルコールウェットティッシュ (6) 折りたたみクッション
6	記念式典で使用する木製品 (1) プランターカバー (2) 木製ベンチ
7	式典・植樹で使用する物品 (リハーサルを含む) (1) 移植ごて (2) 軍手 (3) 肥料 (4) 飲料水 (5) 苗木
8	その他 1~7以外に全国植樹祭の実施に要する物品

## 【留意事項】

- ① 実行委員会で、協賛物品の規格、色、デザインを指定する。
- ② 物品協賛者は、協賛物品に「協賛者名、全国植樹祭支援呼称」を表示することができる。 なお、文字サイズ、表示方法等は、実行委員会で指定する。
- ③ 物品協賛者の全国植樹祭支援呼称は、次のとおりとする。
  - 「○○○(協賛者名)は第75回全国植樹祭を応援しています。」

### 別表2(第9条関係)

## 特典一覧

区 分			200 万円以上	100 万円以上 200 万円未満	30 万円以上 100 万円未満	10 万円以上 30 万円未満	1万円以上 10万円未満
1	1年前プレイベントでの協賛者名の周知 (プログラムへの掲載など)		0	0			
2	全国植樹祭式典等への特別招待者枠	で確保	(2枠)	(1枠)			
3	実行委員会からの感謝状の贈呈		0				
	式典大型スクリーンへの協賛者名	協賛者ロゴ	0	0	0		
	の掲示	協賛者名	0	0	$\circ$	$\circ$	
	大会プログラムへの掲載	協賛者ロゴ	0	0	$\circ$		
		協賛者名	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$
4	式典会場協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	$\circ$	$\circ$	$\circ$		
4		協賛者名	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$
	実行委員会発行の定期刊行物への 掲載	協賛者ロゴ	0	$\circ$	0		
		協賛者名	0	0	0	0	0
		協賛者ロゴ	0	0	0		
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者名	0	0	0	0	0
		協賛者ロゴ	0	0	0		
5	全国植樹祭ホームページ・SNSへ	協賛者名	0	0	0	0	0
	の掲載	協賛者 HP へ のリンク	0	0	0		
6	全国植樹祭支援呼称・シンボルマー	-ク等の使用	0	0	0	0	0

※ ○印部分が協賛者の特典

### 【留意事項】

- ① 特典一覧区分1、4、5の掲載及び掲示
  - ・ 金額の多い順とし、同額の場合には申込み順とする。
  - ・ 金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順とする。
  - ・ 金額の区分に応じて、文字やロゴの大きさを変える。
- ② 特典一覧区分1の特典期限 令和6年2月までに、協賛金の納入等、協賛実績がある協賛者に限る。
- ③ 特典一覧区分2の特典枠 新型コロナウイルス感染症対策などにより、特別招待者枠が少なくなる場合がある。
- ④ 特典一覧区分4の実行委員会発行の定期刊行物への掲載 協賛者多数の場合、協賛金額が30万円未満は「そのほかにも、○○者の方から協賛をいただいています。」のように紹介する場合がある。
- ⑤ 特典一覧区分6の使用
  - ・ 資金協賛は、協賛金の納入後とする。
  - ・ 物品協賛及びその他協賛は、受理書の通知を受けた後とする。
- ⑥ 特典の拡大 金額に応じて、新たな特典を追加する場合がある。

# 第75回全国植樹祭協賛申込書

令和 年 月 日

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会会長大野元裕

住所又は所在地 名称 代表者(役職・氏名)

第75回全国植樹祭に下記のとおり協賛を申込みます。

記

1 協賛の種類 資金協賛・ 物品協賛・ その他協賛

(該当する協賛種類を囲んでください。)

- 2 協賛の内容
  - (1) 資金協賛

金額	金				円	
納入予定時期	令和	年	月	日		

(2) 物品協賛

品 名					
数量					
納入予定時期	令和	年	月	日	
協賛市場価格				円	

(3) その他協賛(広告掲示、輸送運搬など協賛内容をご記入ください。)

協賛内容	
協賛市場価格	円

3 協賛特典の希望調査

別添のとおり

4 連絡先

所属・役職:	担当者:
電 話:	FAX:
E-mail.	

# 【別添:協賛特典等の希望調査】

#### 1 協賛特典全般

下記の特典一覧表が協賛者の特典となります。 特典として希望しない項目がある場合、「×」印を記入してください。 (希望する場合は、未記入で構いません。)

## [協賛一覧]

	区 分		200 万円以上	100 万円以上 200 万円未満	30 万円以上 100 万円未満	10 万円以上 30 万円未満	1 万円以上 10 万円未満
例	1年前プレイベントでの協賛者名の周知 (プログラムへの掲載など)		×				
1	1年前プレイベントでの協賛者名の「 (プログラムへの掲載など)	<b></b> 周知					
2	全国植樹祭式典等への特別招待者枠の	の確保					
3	実行委員会からの感謝状の贈呈						
	式典大型スクリーンへの協賛者名の	協賛者ロゴ					
	掲示	協賛者名					
	大会プログラムへの掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
4	式典会場協賛者ボードの掲載	協賛者ロゴ					
4		協賛者名					
	実行委員会発行の定期刊行物への掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ					
	→ □ □ □ □ □ □ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	協賛者名					
	全国植樹祭ホームページ・SNS へ	協賛者ロゴ					
5		協賛者名					
	の掲載	協賛者 HP への リンク					
6	全国植樹祭支援呼称・シンボルマーク	ク等の使用					

<sup>※</sup> 物品協賛及びその他協賛は、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じた特典と する。

### 2 貴ホームページへのリンク

協賛金額 30 万円以上であり、かつ、第 75 回全国植樹祭公式ホームページからのリンクを 希望する場合は、下記にホームページアドレスを記入してください。

### 3 協賛者名等の公表

協賛者として、企業名(団体名や個人名)、協賛内容(協賛金や物品協賛の品名等)を公表することを希望しない場合は、「×」印を記入してください。

(	希望す	る場合は、	未記入	、で構い	ゝません。	)

協賛者名等を公表する	
------------	--

# 第75回全国植樹祭協賛受理書

令和 年 月 日

様

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会会長大野元裕

令和 年 月 日付けで申込みのありました「第75回全国植樹祭協賛申込書」を受理 します。

協賛金の納入方法(協賛物品の納品方法、その他協賛の実施時期や実施方法)につきましては、下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

### <資金協賛の場合>

・ 協賛金の納入方法

最寄りの金融機関で下記協賛金額を第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会の口座に納入を お願いします。

協賛金額: 円

#### 【振込口座】

金融機関:○○銀行○○支店

口座種別:普通

口座番号:〇〇〇〇〇〇

名 義:第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会会長 大野元裕

フリガナ:ダイナナジュウゴカイゼンコクショクジュサイサイタマケン

ジッコウイインカイカイチョウオオノモトヒロ

※ 納入に係る振込手数料は、協賛者が負担願います。

### <物品協賛の場合>

・ 協賛物品の納品方法 実行委員会が別途指定する方法により納品をお願いします。

### <その他協賛の場合>

・ その他協賛の実施時期や実施方法 実行委員会が別途指定する方法により実施をお願いします。

担当:第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局 〇〇

TEL: E-mail: